

田島役（人役）の地域について

国 安 寛*

I はじめに

1. 地域のはあく

最近、「地域」を課題とした企画や論文が目につく。岩波書店では『岩波講座日本考古学』の第5巻「文化の地域性」を企画しているが、その趣旨は「単なる遺物の地域差とは異なる、地域のもつ自然や歴史的環境の特性をふまえた『地域性』を重視し、そうした地域性を通時的・空間的に体系化して、日本列島の原始・古代の動態を明らかにする。」¹⁾としている。また、村井章介氏は、「中世日本列島の地域空間と国家」²⁾の中で「最近、³⁾国境をはずして考える日本史、の重要性が強調され中世史の分野でも、たとえば東シナ海をとりまく地域を⁴⁾倭寇世界、として一体的にとらえようという観点が出されている。」とし、古代から中世にかけての境界域を究明の上、氏自身は、地域を論ずる場合、国家という視野を入れないと、「地域論は歴史的規定性をみうしなってしまうであろう。」としている。

一方、当館では「設立構想」の理念を受けて、準備室当時から地域性を重視し、県内の各地域を取り上げて総合的な調査研究の上、地域展示に結実させてきた。しかし、県内の地域内部だけの調査研究では、県域全体の地域像を見失うことにもなりかねないので、県域全体の問題意識を常にもつという意味において、昭和58年度から公開シンポジュームの形態をもって「秋田の南北性」を2年間続けた。また本年は、「山本・北秋田郡境をめぐる諸問題」を提起した。

岩波講座日本考古学の企画や村井氏論文等との関連を考えると、秋田県博の地域研究は、一面においては全国的な動向における「秋田版」ともいえる。そこでは、きめの細かい資料操作や実証が可能である。そのような地域の掘り下げだけでなく、地域の面を広げ、

その同質性をさぐり、意味を明らかにする作業をもあわせて行うことによって、地域の全体像が明らかになるものとする。

このように、近世でいえば地域から藩領域そして東北・日本へと、地域史の視座から一國史への提言があってよいし、また、その積み上げによって、日本史像の再構築につながる問題も発掘可能ではないか、と考えるものである。

その際、とくに力説したいのは、近年とみに盛んになっている市町村史や市町村研究団体の成果を十分とり入れ、それを基盤とした問題設定や論の展開を考えるべきであるし、現実にも可能である。ただし、市町村の研究の動向や諸問題については、稿を別にして論じたい。

本稿は、上記の提案の中、市町村の調査研究に多く依拠しながら秋田藩領域だけでなく、弘前・南部・仙台領の東北地域北半にかかわる同質性を追求しようとするものである。

2. 呼称について

① 総称

イ、弘前

○文政八年(1825)差上控に「田方反別人役之事」
(弘前市立図書館蔵「岩見文庫」)

ロ、南部

○七戸通検見之事

(前略) 一、畑形老人役 但卷手役
ともいふ 式百七拾六坪
積 高老石の人役積左之通 (後略)

弘化三年(1846)「御検見作法書」

(税務大学校「南部藩検地検見作法書」)

○文政三年(1820)「万覚書」

一、人役一斗三升 粟大豆にて

* 秋田県立博物館

岩泉町中村屋半兵衛

(森嘉兵衛著作集第五卷「奥羽名子制度の研究」)

○文久三年(1863)紫波郡煙山村高橋家

「由松別家諸入用控」

(前略)畑返四人打百三十疇,畑人役十人役斗

(森嘉兵衛著作集「前同」)

ハ、秋田

○明治五年(1872)壬申九月 御納戸御開拓畑返新開
附人役積取調帳 一関氏⑥

(大館市史編さん調査資料第二十一集「付一関家文
書貢租関係資料」³⁾ (——は筆者)

以上、弘前・南部・秋田地域における田畠役の総称は、「人役」と呼ぶことがおおそ確認できる。しかし、つぎにのべるように、「何人役」に由来するとすれば「何ッ役」が「人役」の概念外になるので、表題では「田畠役」とし、総称の可能性を含む意味で「(人役)」とした。従って、今後、研究の進捗によっては変更もありうる。

② 呼称の仕方と対概念

詳細についてはⅡでのべるが、概括的にいえば、田あるいは地域によっては畠の場合も「何人役」という。秋田の大館地方に伝承されている呼び方は「1人役＝ヒトリヤク」⁴⁾である。また、畠については「何ッ役」と呼ぶ地域が多い。さらに南部領の中部では田の場合、「何人打」という地域がある。これは、田「何人役」の別称と考えられる。

この「田畠役」が表示されるか所、すなわち、後にふれるように、経営帳簿・書上・土地証文等には「疇」が用いられる場合があり、この地域的相異も念頭において考えたい。「田畠役」と「疇」は異質の概念である。その点をも含めてのべてみたい。

3. 呼称地域の概要

Ⅱでまとめるが、「田畠役」は現在のところ弘前・南部・仙台領北部・秋田領秋田郡北部で確認できる。しかし、この東北地域北半だけでなく、全国的に現在収集しえた資料をあげるのので、大方の御教示をえたいものである。

① 広島県山県郡千代田町八重

(イ)「15才以上は1人役、10-14才は半人役または7分役、7-10才は3分または半人役ときめ…」(民俗学体系5「生業と民俗」<稲作>)

② 四国地方

戦国時代「清良記」

田一町歩の耕作についてみるに、

一、一人役糞掛り運には馬を用……

(森嘉兵衛著作集第四卷「奥羽農業経営論」)

③ 阿波祖谷地方

「…名主は下人1戸より年5人役を課す。名子よりは年30人役を課す……」(全国の民事慣例類集)
(古島敏雄著作集第一卷「徭役労働の崩壊過程」)

④ 福岡県田川郡

「産業賦役に属するものは麦蒔、稲刈、稲扱、田草取、干草切各一人役と田植、これは名子の全家族と牛馬とで二日である。」

(有賀喜左衛門著作集Ⅱ「日本家族制度と小作制度下」)

⑤ 京都

「産業賦役は田植や麦蒔で、ともに一人役以上、しかも田植には牛馬をつれていく。」

(「前同」)

以上のように確認できるのは、中国・四国・九州の関西方面であって、内容的には必ずしも東北北半地域のように「田畠役」よりはもっと広い労働をさすようである。全国的には資料不備であって、後究をまたなければならぬ。

4. 研究例

津川健治氏は、津軽藩が「人役制」を採用した理由として「一日当りの労働量が面積単位の基準となった背景は、町段歩という単位面積当りの生産量が一定しないこと、石高制一般の様に石高を以って土地生産力を表すことの困難さにあろう。稲作の北限ともいふべき津軽地方は自然条件の影響を受けやすく、かつ前期に集中する新田開発の盛行は、生産増大を実現する反面、生産が不安定な耕地の広汎な展開でもあった。従って単位あたりの標準量を基礎に生産力表示することは、標準収穫量そのものが一定しないため無意味となり、石高制を一般的な形態のまま土地所有の体系としては導入しがたいのである。それ故、石高制を導入するにあたり、津軽藩は面積単位の独自の内容を与えたのである⁵⁾。」稲作生産における自然条件の劣悪さから津軽藩ではストレートに一般にいう石高制をとらず「人役制」をとった、としている。この場合、基本的

田畠役（人役）の地域について

な生産力関係は、南部・仙台領北部・秋田領秋田郡北部でも氏の論理で説明できそうである。しかし、津軽藩の土地政策とは同じでなかった。その点をも考慮して、以下検討しよう。

Ⅱ 地域について

1. 弘前

①天和（四年—1684—）沖館村（平賀町）書上絵図

附属諸品書上帖

（中略）

一、田貳拾老人半役 御蔵抱地庄屋 甚四郎

（中略）

惣田数合て八百九拾九人貳歩五厘

（中略）

畑之部

御蔵

一、畑九人役八歩 抱地庄屋 甚四郎

（中略）

惣畑数合三百六人役六歩

②天和四年大光寺御代官町（所カ？）

新館村（平賀町）御蔵給地田畑屋敷其外諸品書上げ帳

（中略）

一、田拾七人役貳厘 抱地庄屋 勘助

（中略）

惣田数合六百七拾貳人役貳歩七厘

（中略）

惣畑数合貳百三拾六人役四歩五厘

③天和四年書上帳唐竹村（平賀町）之分

（中略）

唐竹村 御蔵

一、田貳拾四人役 抱地庄屋 半左衛門

（中略）

惣田数合貳百拾七七（？筆者）人役六歩七厘

（中略）

畑之部

唐竹村 御蔵

一、畑五人役 抱地庄屋 半左衛門

（中略）

惣畠数合貳百五拾八人役七歩八厘

④天和四年当時の小国村（平賀町）

（中略）

小国村 御蔵

一、田九人役五歩

抱地御百姓左衛門次郎

惣田数合て七拾六人役三歩

（中略）

小国村 御蔵

一、畑拾人役

抱地御百姓小右衛門

（中略）

惣畑数合て百貳拾人役御蔵給地 当村に有

⑤切明村（平賀町）天和書上帳

（中略）

切明村 御蔵

一、畑八人役貳歩

庄屋甚兵衛

惣畑数合百六拾（筆者）役五歩

（下略）

（竹館村誌）

⑥天和書上帳 高日村（田舎館村）

（中略）

高日村 御蔵

一、田貳拾八人役三歩

抱地 庄屋甚兵衛

（中略）

惣田数合八百九拾三人役壹歩

（中略）

同村 御蔵

一、畑貳人役

（中略）

惣畑数合五拾五人役九歩

（中略）

⑦天和書上帳 垂柳村（田舎館村）

（中略）

垂柳村 御蔵

一、田二拾三人役六歩

抱地 庄屋長右衛門

（中略）

惣田数合千三百拾七人役三歩

（中略）

同村 御蔵

一、畑七人役九歩

抱地 庄屋長右衛門

（中略）

惣畑数合貳百四拾六人役八歩

⑧天和書上帳 上田舎館（田舎館村）の分

（中略）

上田舎館村 御蔵

一、松橋に有
田二十一人役 抱地 庄屋孫右衛門
(中略)

惣田数合千貳百拾貳人役三步
(中略)

御蔵抱畑

一、あんやうしに有
畑八人役 抱地 庄屋孫右衛門
(中略)

惣畑数合貳百三拾三人役九歩
(中略)

⑨本田舎館村 (田舎館村) 天和書上帳
(中略)

一、数馬田有
田数十九人役二歩 庄屋抱地 孫左衛門
(中略)

惣田数合千百五人役九歩
(中略)

一、上野にあり
畑八人役一歩 抱地 庄屋孫左衛門
(中略)

惣畑数合四百五十九人役八歩
(中略)

⑩諏訪堂村 (田舎館村) 天和書上帳
(中略)

一、館之内に有
田拾八人役六歩 抱地御百姓半左衛門
(中略)

同村 御蔵

一、南城に有
畑地四(人カ?)役貳歩 抱地御百姓四郎左衛門
(筆者)

惣畑数合百六拾六人役九歩六厘

⑪大根子村 (田舎館村) 天和書上帳
(中略)

大根子村 御蔵

一、いかり坪に有
田二十二人役 抱地 庄屋嘉右衛門
(中略)

惣田数合八百七人役四歩五厘
(中略)

同村 御蔵

一、下大根子屋岸に有
畑二十一人役四歩 抱地 庄屋嘉右衛門
(中略)

惣畑数合三百四十三(人カ?)役九歩
(筆者)

(館城文化第2集)

⑫田方反別人役之事

(中略)

一、同 (田方) 耆人役者貳百坪ニ而耆反者耆人半役也

(中略)

右者文政八酉年 (1825) 差上候扣

(弘前市立図書館蔵「岩見文庫」)

⑬永代賣渡申田畑證文之事

(中略)

田畑合貳町耆反貳畝廿三步

分米貳拾貳石三斗三升七合

右之田畑私持抱御座候所 (中略)

明和元甲申年 (1764) 閏十二月

大光寺村 (平賀町) 渡人

藤兵衛㊦

(中略)

本町村久兵衛殿

(同上)

⑭永代相渡申田方證文之事

(中略)

田方合八反八歩

分米八名八斗三升

(中略)

石川村 (弘前市) 渡人

新助㊦

(中略)

安永十辛丑年 (1781) 正月

石川村

亀之助殿

(同上)

⑮永代=相渡候田畑屋鋪證文事

(中略)

反別合五反貳畝拾八歩

分米五石三斗四升六合

(中略)

金屋村 (尾上町) 渡人

六右衛門㊦

(中略)

天明六丙午年 (1786) 正月

登?長治郎殿

(同上)

田畠役（人役）の地域について

⑩田方年賦證文之事

(中略)

一、田方六人役者定 乳井村領ニ有

此斗代米拾貳表

(中略)

乳井村（弘前市）地人

長三郎[㊤]

文政十二年己丑年（1829）十二月

松木屋三次郎殿

(同上)

⑪永代相渡田方證文之事

(中略)

高式石五斗四升三合

田方合三反九畝六歩

(中略)

十五郎跡

新里村

久次郎抱

中三人役内三人役

都合六人役

(中略)

新里村（弘前市）渡人

久治郎[㊤]

弘化二乙己年（1845）十二月

松木屋三次郎殿

(同上)

⑫金木村（金木町）「天和書上帳」

一、給地田地 一八〇五人役七歩

内一〇人役金木村より嘉瀬村へ越

石

外五〇七人半役 田地

一、御蔵田地 四九九人役二歩

総田数合 二三〇四人役九歩

一、給地畑 三二六ッ役四歩

一、御蔵畑 五四ッ役二歩

総畑数 三八〇（ッ脱カ？）役六歩

(下略)

(金木郷土史)

⑬川倉村（金木町）「御蔵給地新開地並小帳落書上帳」

一、田数合 三一人役二歩

内四人役一歩 御蔵

二七人役一歩給地

一、畑数合 五〇人役三筆者歩^(ツカ?)

内四二ッ役四歩御蔵

七ッ役九歩 給地

(中略)

貞享二年（1685）六月二日

川倉村庄屋 茂左衛門[㊤]

(同上)

⑭(五)藩士在宅と給地

1 天和年間当時における自作在宅者

(中略)

記

田四十二人役半 畑一ッ役

御小人 弥左衛門手作

田五十七人役半 畑十三ッ役

松田五郎左衛門組警固 高木久兵衛手作

(下略)

(同上)

⑮小山内家蓮花田村（木造町）開発

かくして寛文三年から同九年までの七年間に開発された蓮花田村はつぎのようであった。

一、田畑六百拾四人役

(下略)

(鶴田町誌)

⑯津軽地方の開拓

(前略) 開拓を本格的に進めたのは天和一貞享の頃からで(中略) それ以前の田は古田と称し一人役六畝二十歩(約〇.七アール) それ以後開墾されたものは新田と称し一人役一段歩(十アール)とした。(中略)

3、参考資料 イ耕作仕付年中行事 真土

玉田松吉蔵

(中略)

一、地方之内五人役七人役と僅手作之もの共は鼻先の利潤に迷ひ自分の屋敷内に沢山有之肥養を捨置一文高い或は少分駄賃等に目宴秋不作を取候事(中略)

一、田ノ九

十二月から翌二月中

男女老人ニ付草鞋五拾足

中縄式千尋 但老人前之仕事(下略)(岩木町誌)

⑳天和四年(1684)三月十二日庄屋九兵衛代に「西ノ浜種里村(鯨ヶ沢町)御蔵給地田畑屋敷其外諸品書上帳」(中略)
惣田数合九百拾八人役壹分五厘
惣畑数合九拾八ツ役九歩

(鯨ヶ沢町史第一卷)

㉑売渡し申田地之事

一、田数合五拾八人役いの年ふとら年迄四ヶ年此代六百三拾貳匁請取申所実正也。(中略)

齊藤孫助

天和二年(1682)四月廿一日

一戸次右衛門殿

(同上)

㉒館前(鯨ヶ沢町)清野兵四郎天保十年(1839)

「日記」田植

岩川 耆人役 又次郎田

虎髪 九人役 同人田

稗 貳人役 同人田

稗 貳人役 源六沢

しなり 三人役 藤右衛門田

伝兵 六人役 同人田

しなり 一人半 稗半役 藤右衛門田

しなり 四人役 伝兵 三人役 赤餅 貳人 佐次右衛門

虎髪 一人役 伝兵 六人半 佐次右衛門

(同上)

㉓津軽見聞記 宝暦八年(1758)鯨ヶ沢旅宿

一、田地を一反二反といわず、一人役二人役といふ。一人役というは二百坪に而(下略)

(西津軽郡史)

㉔年符田地之事

田地三人役

一、拙者抱地ノ内関村越石 所ハ小塩崎ニ有右此代錢五百四拾九匁七分来子ノ年己ノ年まで六ヶ年ノ内無年貢ニ売渡(後略)

柳田村(深浦町)本人

吉右衛門㊦

(中略)

享保四己亥年(1719)十二月九日

大屋吉右衛門殿

(岩崎村松神 大屋州史氏蔵)

㉕明治4年(1871)申達

一、先般申達候 田方別紙高割ノ通分与被申付候 尤地所配賦之儀ハ取調中ニ付追テ可申達候

此旨申達候也

九月

寛

一、田方貳拾四人役宛 定禄三拾俵 士族

一、同 貳拾人役宛 同 貳拾五俵士族

一、同 八人役宛 一代士族

右之通御分与被申付候

(平内町史「辻村家文書」)

2. 南部

①田利作手形之事(「岩城屋文書」)

一、拙者知行之内、於前川原ニ田五人役、長数貳式枚ニ而、金耆兩三步、槌ニ請取、貴殿江利作ニ相渡候処実正明白也。(中略)

文政八年(1825)酉十一月 小原寅之助印

同 甚太印

同 五郎印

岩城屋 清左衛門 殿

(七戸町史)

②八戸藩九戸郡軽米町元屋五郎助 寛政三年(1791)

「持高田畑数書上覚」

稻田三百六十町

大豆二十二役半、稗二十一役、粟五つ役

メ五十四役半、メ高十石二斗二升六合

(森嘉兵衛著作集第五卷「奥羽名子制度の研究」)

③弘化四年(1847)「軽邑耕作鈔」(軽米町)

淵沢定長は軽米地方での適正農業経営規模を「一人一疋にて、こやし足りなば畑五つ役位と田五六十町は作らるべき也」と述べている。(後略)

(軽米町誌)

④九戸郡大野村(大野村) 晴山家の名子契約書

永代売渡手形之事

一、拙者所持罷在候当九月御竿入相成候家屋敷廻四ツ半役此竿数十五ニ五半並家ノ前一ツ役半之場所、此竿数八ニ二七ニ一八打切共畑数メ六ツ役(中略)

文政十一年子(1828) 天満

十二月十四日 売人 寅吉印

全前
証人 嘉兵衛印

り

一、人役一斗三升 粟大豆にて

(森前同第五卷)

橋屋清助殿
(下略)

(森前同第五卷)

⑤大野村（大野村）晴山家 安政三年（1856）「室
場鉄山并諸用日記」

田

一、日一人五十刈宛

一、年一人三百刈宛

但男女共 尤田植一日一組七十刈

田かき之時は人二人馬一疋ニ百刈

やち田こすり一日一人男女共ニ五十刈

畑

一、日切懸一人五人役宛

一、年一人十二人役を拾五人役迄宛

(下略)

(森嘉兵衛著作集第八卷「日本僻地の史的
研究」)

⑥九戸郡江刈村（葛巻町）村木家天保七年（1836）
「不作書上帳」

(前略)

五十七石八斗二升七合

此畑数四百六十五役

(下略)

(森前同第五卷)

⑦九戸郡葛巻村（葛巻町）田代三浦家 文化七年
(1810)

永代売渡証文之事

一、拙者持高一石一斗畑数十二役 (下略)

(森前同第五卷)

⑧永代遺証文之事

一、をかくち手作畑二十九半役，小高三石七升二
合，案堵銭百四十二貫五百文，慥ニ請取候事
相違無之候，以上

天明七年（1787）

忠左衛門⑩

伊勢松方江

(岩泉地方史〈上巻〉)

⑨岩泉町中村屋半兵衛家 文政三年（1820）「万覚
書」

一、九斗一升 佐助，下大岩と申畑七人役下畑な

⑩岩泉町有芸

(一つ役) この焼畑の耕作はかなりきつかったと
いう。泰次郎さんはこう語る。(中略) 一日一つ
役(二人)でも三畝だすか。(後略)

(農文協「人間の原点をここにみる」)

⑪享保八年（1723）借用手形之事

(前略) 大畑ケかまい之内八人役書入置右畑何時
もに永代ニ渡シ可申候(下略)

(岩手県立博物館蔵「岩泉町指畑佐々木善四郎
家文書」)

⑫下閉伊郡石峠村（山田町）豊間根家

目録覚

(前略)

一、畑形腰山 七人役

但し御帳面角之丞と有之永代持手形添

一、同 勝山 三人役

但シ吉之丞請地持手形添

一、田形飯岡村 三百刈

但シ源十郎の借地持手形添

一、下人 一人

一、牛 一疋

ノ

右之通僅書之至候得共此度分進候以上

寛延四年未ノ（1751）四月十一日

豊間根七郎右衛門

豊間根磯右衛門殿

(森前同第五卷)

⑬天保九年（1838）一戸町小野寺文書の小作

一、畑一つ役 高二斗五升 清二郎

禮米銭八百文

(下略)

(森嘉兵衛著「九戸地方史上巻」)

⑭天保七年（1836）借用代物手形之支

土深井村（鹿角市）御蔵入御年貢地半役

高四斗 作助地

田形二人半役(下略)

(比内町史編さん室蔵)

⑮文久元年（1861）永代売渡申手形之事

土深井村御蔵領
一、高四升貳合 源三郎地
此田形耆人打場処土深井沢館之下ニ有 (下略)
(前同)

門四郎作り本高拾貳石四斗六升五合之内畑形
ニツ役高メ五斗代此案堵銭貳拾貫文只今槌受
取 (後略)
(同上)

①⑥天明四年 (1784) 永代売渡申手形之事
四戸武右衛門様御知行, 高百石百匁之金目
一、高八石五斗五升五合 長右衛門地
此田形十八人役 (中略)
渡主大湯 倉之助[㊦]
(下略)
(鹿角市史資料三「谷地家蔵」)

②②岩手郡永井村 (玉山村) 文政十三年 (1830)
年季有合田形手形之事
一、当御役御金銭上納成兼申ニ付, 拙者持地御蔵
入下田村之内永井村ニ[㊦]久五良作本高六石三斗
七升五合之内田形耆人役高五斗代ニ[㊦]来外ノ年
作より巳ノ年作迄中年十五年拾五作ニ相定 (後
略)
(同上)

①⑦草木村 (鹿角市) 御肝入喜七殿内川押書上覚
覚
箒畑村高
一、此田形五百五十苅場所大川原畑形式ツ役場所
同所
(鹿角市史資料五)

②③御明神 (雫石町) 清兵衛家 宝暦十一年 (1761)
(前略) 五十人打 (約三町五反) を与えて弟を分
知させる程の大百姓であった。(中略) 一人打ち
(約七~八畝・七~八アール) (後略)
(雫石町史)

①⑧鹿角郡柴平村小技指 (鹿角市) 児玉家
明治十年 (1877) 家子の小作地
イ、一反歩内外の宅地・建家, ロ, 田十人役 (こ
の辺の一ツ役は上田なら一反二・三畝歩, 下田な
ら一反六・七畝位の面積または八斗ぐらいの斗代
ニ小作料の上る面積にあたる)・畑五ツ段くらい
(下略)
(森前同第五卷)

②④長山村 (雫石町) 文政十三年 (1830)
借用申手形之事
代物拾五貫五百文 (中略) 上野長蔵様御知行所狐
塚ニ[㊦]田高四斗也御差紙ヲ以与之助作り田形百苅
程新開之場所永代ニ御渡し可申 (後略)
(雫石歴史民俗資料館蔵)

①⑨二戸郡石神村 (安代町) 万延二年 (1861) 本家茂
兵衛が別家寅間に与えた
永ク譲畑始末之事
一、岩尾村晴山ト申所畑二ツ役 (略)
高一斗五升, 金目土銭百五十六文勘七作 (下略)
(森前同第五卷)

②⑤見前村 (都南村) 寛政六年 (1794)
永代売渡申手形之事
一、田高五斗 惣次郎作
田形七十苅
一、畑高老斗四升九合 平右衛門作
畠形式人役
一、田高式斗五升六合 助右衛門作
田形式拾苅
一、畑高式斗 手代森村金十郎拂 長十郎作
畠形三人役
(後略)
(都南村歴史民俗資料館蔵)

②⑩岩手郡洪民村 (玉山村) 明和二年 (1765)
借用仕手形事
一、代物老貫文借用仕所実正ニ御座候。(中略)
右書入ニハ持高洪民村之内才左エ門三郎作り
田形耆人打畑七ツ後 (役カ? 筆者) 阿世共ニ
不殘高ニメ六斗五升書入仕候間 (後略)
(玉山村古文書集「一」)

②⑥紫波郡煙山村 (矢巾村) 高橋家文久三年 (1863)
由松別家諸入用扣
(前略) 本高十二石六斗二升三合 庄三郎作
一、田高一石 沢田七十苅 二人打
五枚田百苅 三人打
本高一石二斗八升八合

②①洪民村 享和三年 (1803)
永代売渡手形之事
一、当御所役成兼申ニ付拙者持地芋田村田村左エ

田島役（人役）の地域について

- 一、畑高三斗五升 庄五郎作
畑返四人打百三十疇 畑人役十人役斗
(下略)
(森前同第5巻)
- ②7 稗貫郎石鳥谷町
(前略) 春季の田起し(田打と呼称す)の場合、
老人前を老人打とよび、壯年者の一日の作業量と
いう慣習(不文津)が踏襲されていた(南部領岩
手郡の例)。その一人打は、七畝及至八畝程度で
あった。(後略)
(石鳥谷町史上巻)
- ②8 八重畑(石鳥谷町) 佐藤安信家 明和元年(1764)
永代相渡申手形之事
一、八重畑村北監物様御領、高拾石七斗五升主水
作と御帳面＝御座候。内拾石ハ知行分七斗五
升御役高屋敷田貳百疇・後田三百疇・高田百
疇メ八百五拾疇(後略)
(前同)
- ②9 宮野目村(花巻市) 阿部規矩男家 天保四年(1833)
「萬歳蝶」(田畑人馬積寛)
くろぬり
一、老人前 貳百疇
右は日とろ、堅田共＝同様
田打
一、老人前 日とろ百疇 かた田五拾疇
(中略)
粟種
一、百疇＝付当時ハ拾三盃位
稗種
一、百疇＝付当時ハ拾六盃位
(岩手県史第11巻民俗篇)
- ③0 稗貫郡大迫町の労働慣習
土地慣行
労力ヨリ分数スルモノ、一人役田畑ノ一人役
(大迫町史民俗資料編)
- ③1 上閉伊郡宮守村 文政十一年(1828)
貸地＝相渡申手形之事
一、拙者持地松守添田形三人役、御蔵内高六斗五
升之処(下略)
(宮守村誌)
- ③2 宮守村 天保七年(1836)
- 石田借作居る手形の事
一、田形五十刈五駄片馬＝借作り申候処、(後略)
(前同)
- ③3 宮守村 天保九年戊(1838) 二月五日
一、畑返し田形一人半役^{荒町}長^{九枚}茂吉分持畑六十
疇
右は御高二斗(後略)
(前同)
- ③4 和賀郡土沢(東和町)及川家 安永五年(1776)
御山屋敷借用吟味手形之事
山屋敷田形三十疇(五盃蒔之所) 高五升を借りて
名子となり、(後略)
(森前同第五巻)
- ③5 飯豊村(北上市) 享保七年(1722)
地方永代相渡申手形之支
高九石六斗四升之内高三石貳斗貳升^数田形百五
十疇畑貳百五十疇之所(後略)
(北上市史編さん室蔵)
- ③6 和賀郡藤根村(和賀町) 文政十三年(1830)
永代相渡申手形之事
一、当御役金銭上納成兼申＝付拙者持地野形当新
田本高四斗三升五合之内分高七升前御帳名三
右衛門作ト御座候此疇数七拾疇(後略)
(花巻市教育委員会蔵)
- ③7 藤根村 文政九年(1826)
畑地永代相渡申手形之事
(前略) 御代物拾貫文 定助
右畑四百疇 本高五斗八升四合
御高貳斗壹升五合万五郎作分ト御座
候御帳名(後略)
(前同)
- ③8 堅川目中田(和賀町) 宝永七年(1710)
地方相渡申手形之事
一、西村地方高拾四石七斗壹升七合之所あと金＝
(後略)
(和賀町菊地清一氏蔵)
- ③9 堅川目宮田(和賀町) 享保九年(1724)
御新田乃は田相渡申手形之事
一、拙者持地之内新ひらきおふ書? 者田貳拾疇分
之所(後略)
(前同)

⑩横川目（和賀町）延享五年（1748）
御新田あれ諸畑相渡し申手歎之事
拙者持地之内あれ諸高なし処畑五束刈之所（後略）
（前同）

⑪和賀郡湯田村（湯田町）文政三年（1820）
永代相渡申手形之事
一、湯田村御水帳之内拙者持地稲百束刈屋敷并畑
式切粟式拾五束刈右田畑正忠左衛門名帳高三
升三合相添（後略）
（湯田町教育委員会蔵「柏崎忠一家文書」）

⑫和賀郡小繫沢村（湯田町）貞享四年（1687）
永代相渡申田地家屋敷事
湯田村御水帳之内小繫沢村蔵右衛門本田高八石式
斗四升五合之内六石七斗四升五合之所無残（後略）
（沢内村教育委員会「郷土史資料太田祖電
家文書」）

⑬草井沢（湯田町）享保二年（1717）
永代二相渡シ申田地之亓
一、湯田村御水帳之内草井沢七右衛門作り高之内
高九斗之所稲百三拾束刈（後略）
（前同）

⑭太田村（沢内村）元文五年（1740）
永代ニ相渡し申手形之事
一、拙者作り高之内南野畑ヶ壱枚粟三拾刈代物壱
貫文之安堵ニ而（後略）
（前同「郷土史資料久保俊郎家文書」）

⑮遠野地方
田之方
一、田耆人役江 粃五升
一、クロヲコシ 六人役位
耆人ニ而
一、クロタテ 三人役
耆人ニ而
稗ノ畑
一、百刈ヘハ三拾五盃当
（中略）
粟ノ畑
一、百刈ヘ種 五拾盃より六拾盃迄
（下略）

（岩手県史11巻民俗篇「万才暦」）

⑯遠野市小友町

（前略）一日の仕事量は一人役と称して土の深さ
などによって、多少の相違はあるが平均して約八
畝といわれている。

（岩手の田植習俗）

3、仙台

①藤里（江刺市）元禄2年（1689）
土地売渡証文
一、中屋敷徳兵衛高の内我等分前口高田代四百五
拾文の処（後略）
（江刺市史近世II）

②藤里
藤里浅井では植方一人役は三畝という。
（岩手の田植習俗）

③（水沢市）
田打のワッパカは一人役（30刈6～7アール）で
ある。尚ワッパカとはワリハカで一日の作業量の
こと。
（水沢市史6民俗）

④（金ヶ崎町）寛保三年（1743）
私持地高田代四百三拾式文之処此度貴殿方金壱
切受取永代相渡申所実正ニ御座候（後略）
（金ヶ崎町ふるさと伝承館蔵）

⑤（金ヶ崎町）天保三年（1832）
壱分判金八切也
右之通槌ニ借用仕候実正ニ御座候（中略）若返金
仕兼候ハ、前田式人役指上可申候（後略）
（前同）

⑥（金ヶ崎町）伝承
1人役は7畝
（金ヶ崎町教育委員会及川光夫氏談）

⑦（胆沢町）田打・田返し
（前略）普通の人が一日に働ける田を一人役とい
い「あの田は一人役、あの田は三人役」とすでに
その家々できめていた。小山駒籠部落には、一人
役九畝歩の田もあった（小山 五反町小野寺熊治
さんの話）。（中略）このように7畝（30刈）～8
畝で、女子でも四畝は打った。（後略）
（胆沢町史八巻民俗編）

⑧（大船渡）
当地方では与えられた仕事量を果たすことを「ワ

ツバカ」という。これを終えることを「ハカアガリ」という。一人一日の仕事の量としては、苗をとって貰う場合は九〇刈（後略）

（大船渡市史第四巻民俗編）

⑨東磐井郡川崎村

（前略）当時の（明治期…筆者）労働量を定めていたものであった。成人一人の労働量を一人役と称していた。水田五十刈を田打，田の草取，田植をし，稲刈は四十刈を以て一人役としている。畑は五升蒔を一人役とし，掘方，蒔方其の他何れも一人で行うものとした。（後略）

（薄衣村史）

⑩東磐井郡藤沢村（藤沢町） 元禄十五年（1702）

地形永代証文

一、我等儀御年貢御諸役並びに扶持等所持仕らざるに付，同所勤兵衛持高の内，西口村入作地外新地畑代百九拾弐文の内拾文の所並びに，（後略）

（藤沢町史本編上）

⑪巨理郡（山元町）

江戸末期の百姓一日一人前の仕事

一、水田の一番耕 三十刈

一、岡田（乾田）一番耕 二十刈

（岩元町誌）

4. 秋田

①大館町（大館市）小野儀助日記 明治二十八年（1895）

九月七日快晴，残暑甚し 旧七月十九日＝相当（前略）八時半頃源四郎と三名にて出立，田面検査として田町の中道街道の通町裏廻して乙松・仁兵衛を問ひ申置いて通町橋を過ぎて先ツ堂宮の字の検査にかかりたり，（中略）

中等 作子

字堂宮 七人役 大黒七之助

右見て十九人役の田へうつらんとする頃乙松も来たり，是より四名となる

中等 作子

字有浦道下 拾九人役 桜庭乙松

（後略）

（大館市史編さん調査資料第二十集）

②（前同）

九月十三日（中略） 旧七月十五日＝相当

（中略）又新町浜吉参り，谷地町浜松の田中渡り二本杉後字二人役百八拾坪＝究メ買入る事にいたし，（後略）

（前同）

③（大館市）田打ち

田打ちは一日ヒトリャク（一人役）で，一反歩を打つのがワツバカだった。

（大館市史第四巻）

④二井田村（大館市）寄郷 天保八年（1837）

赤石村作田地 計394.5人役 作畑112.7役

（集計表より）外に作田地（人役）作畑（つ役）を表示している村

山川村・櫃崎村・大披村・小袴村・本宮村・板沢村・杉沢村・下川原村・大子内村

櫃崎村支郷 高とや村・立花村・山田渡村

（大館市史第二巻「各村書上帳」）

⑤二井田村（大館市）一関家 明治五年（1858）

御納戸御開拓畑返り新開附人役積取調帳記 但弐百五拾坪 耆人役

畑返り三百五十坪

一、耆人役四歩 武兵衛

一、拾六人役 藤一郎

内拾五人役弐歩 畑返り

三千八百坪

々八歩

新開弐百坪

畑返り三百五十坪

一、耆人役四歩 弥次兵衛

（以下略）

（大館市史編さん資料第二十一集）

⑥本宮村（大館市） 安永四年（1775）

田地永代相渡証文事

坂下 本田

中田 $\frac{廿五}{四半}$ ＝三石八斗一升三合 竹松

山岸 同

下田 $\frac{十}{卅八}$ ＝壹石弐斗六升七合 同人

免五ツ成

高合五石八升

此当高 四石弐斗三升三合

此役積七人役半

（下略）

- (比内町史編さん室コピー「一関文書」)
- ⑦花岡村(大館市) 天保八年(1837)
乍恐書附ヲ以村方掟奉申上候御事
(前略)
一、田打ちの事、春三月七、八日以前ヨリ取附中候事、一日一人ニ付一人役積り
(後略)
(大館市史第二卷)
- ⑧(比内町) 享和三年(1803)五月四日
なへてはくにのならばして、百刈る田の町を一人役と凡さだめて、うつも、かくも、うふるも、ひとりしてすべて業としてしかいふ。(後略)
(菅江真澄集第二卷「すすきの出場」)
- ⑨大葛金山(比内町) 嘉永6年(1853)
(前略)畑ハ何程有之候也ト被仰候式十ツ役内端ニ可有之ト申上候一ツ役ハ何ホトト御尋故式百坪位モノト申上候(後略)
(国立史料館荒谷家文書「真木銅山_江御催促ニ罷成投文一条御尋ニ付御答申上候筋大凡之書留覚、荒谷忠一良控⁶⁾」)
- ⑩保滝沢(田代町) 文政七年(1824)
乍憚御答書を以奉申上候御事
(前略)清四郎申掛甚大胆不屈ニ存申候田地七人半役畑四枚私親父ニ預ケ置候故相返し候様申掛候而(後略)
(田代町史資料第七輯「山田村文書」)
半役畑四枚私親父ニ預ケ置候故相返し候様申掛候而(後略)
(田代町史資料第七輯「山田村文書」)
- ⑪(田代町)
1人役(ヒトリヤク)、2人役(フタリヤク)、3人役(サンニンヤク)、4人役(ヨッタヤク)といひ、1人役は7~8畝である。
(田代町史編さん室戸嶋源三郎氏談)
- ⑫早口村(田代町)、綴子村・坊沢村(鷹巣町) 天保五年(1834)
(前略)「五月になれど不打田ありて……此辺綴子支郷共にて五百人役、早口村は八百人役、坊沢六百人役と申す事」
(『近世における村の諸問題』所収、古内龍夫「近世における太田新田村の豊凶記録について⁷⁾」)
- ⑬綴子村(鷹巣町) 天保七年(1836)
農業働方掟之事
(前略)
一、田打之儀者雪消次第打立之事
但老日老人役女者半人役(後略)
(鷹巣町綴子 武内正俊氏蔵)
- ⑭坊沢村(鷹巣町) 天明四年?(1784)
書留覚?
(前略)
一、田島売買直段上田老人役米老石の其下タ段々七斗五升又ハ五斗三斗右に順し直段ニ觸申候得共買手無之小百姓難儀仕候(後略)
(鷹巣町坊沢 佐藤啓喜氏蔵)
- ⑮七日市村(鷹巣町) 天保八年(1837)
加判證文覚
一、錢四拾貫文 兵吉
右書入桜ヶ台田地三人役成田十右衛門へ(後略)
(県立秋田図書館蔵「長岐文書」)
- ⑯中屋敷村(鷹巣町) 安政六年(1859)
田地出来米書上一中屋敷村一
一、田地式百八拾八人役
此刈三万五千九百三束 但し老束ニ付七合平均
此出米式百五拾老石三斗式升老合
(同上)
- ⑰新田目村(合川町) 慶応四年(1868)
一札差出證文之事
一、此度新田目村甚五郎方々田地四人役買請候内老人役但高ニ式斗老升老合者貴殿買入分ニ相違無御座候(後略)
(森吉町立図書館「工藤文書」)
- ⑱上杉村(合川町) 明治八年(1875)
耕地譲渡候誓約之事
上杉村字所之分
一、田地八人役也
此代金五百式拾円也(後略)
(前同)
- ⑲柳林ニ上杉村(合川町) 明治四年(1871)
田地売券證文之事
柳林 未開

下田 斗三升六合

(中略)

此当高卷斗九升六合

一、畦塗りノ義ハ老人前式人役ヲ法トシ

此代調米拾石右之通槌 = 請取貴殿 江永代地 = 売渡
候処実正 = 御座候 (下略)

(後略)

(森吉町平里 松浦千代治氏蔵)

(前同)

②④前田村 (森吉町) 文化二年 (1805)

前田村売券證文扣

②①浦田村 (森吉町) 宝暦二年 (1752)

田地売券證文之事

(前略) 高メ卷石卷斗三升五合五人役此代米貳拾
石請取永代 = 売渡し申所実正 = 御座候 (後略)

(前略) 右者本錢三拾メ九百七拾五文借用惣高三
石四斗五升ニ而此役数拾人数(?)且老人役 = 付三斗
四升五合宛七人役相渡候 = 付 (後略)

(森吉町立図書館)

(県立秋田図書館蔵「長岐文書」)

②①浦田村 (森吉町) 天保十四年 (1843)

諍無尽帳

(前略) メ貳百七拾貫文
右之通り槌 = 請取申候私掛返し之儀ハ春秋兩度卷
ケ度ニ付拾五メ文宛急度掛続ケ可申候万一掛つゝ
け兼候時者私所持之田地左之通り (中略)

②⑤本城村 (森吉町) 明治五年 (1872)

前田村庄司家 大福帳

高合卷石貳升五合

役数四人役 (後略)

(森吉町浦田 石崎長氏蔵)

本城村

……拾七人役

一、作田米四石貳斗五升 七太郎

(中略)

但老人役に付百九十四坪

(後略)

(秋田県農地改革史)

②②浦田村 (森吉町) 享保二十年 (1735)

覚

(前略)

一、田地拾貳人役 家ノ下
一、畑三枚 (中略) 同 所
一、田地拾貳人役 上羽立惣内沢
一、同 四人役 同 所田子沢
メ 四筆 老人前 長四郎肝煎相勤申候ハ此
田地相渡受取可申候無左ハ
書付通り

田地三人役 中道
一、同拾拾(?)人役 大日台
一、同貳拾人役 大洲
一、畑五枚 (中略) 上野代
メ 四筆 老人前

(後略)

(森吉町史資料編第九集「石崎文書」)

②③平里村 (森吉町) 明治十三年 (1880)

村規

(中略)

一、田地打培ノ義ハ老人前老人リ役ヲ度トシ同小
切りハ老人半役ヲ度トシ

②⑥吉田村・小洲村・小様村・水無村・荒瀬村 (阿仁
町) 安政六年 (1859)

吉田村 小洲村 刈稲出石人数飯料取調帳
覚

一、田地三百九拾八人役 吉田村

一、同 九人役 右同村

右ハ水無村田地之内吉田村ニ而作致候分
合四百七人役

此稻三万四百五拾五束 但貳手打拾把耆束

此米三百九拾五石九斗卷升五合

但耆束 = 付卷升三合
ならし

(中略)

一、田地四百貳拾人役 小洲村

但四百四拾八人役之内

(中略) 荒瀬村藤右衛門式人役丑之助四人役

(中略)

此稻貳万九千五百束

但貳手打拾把耆束

此米三百貳拾四石五斗

但耆束 = 付卷升五合
ならし

(後略)

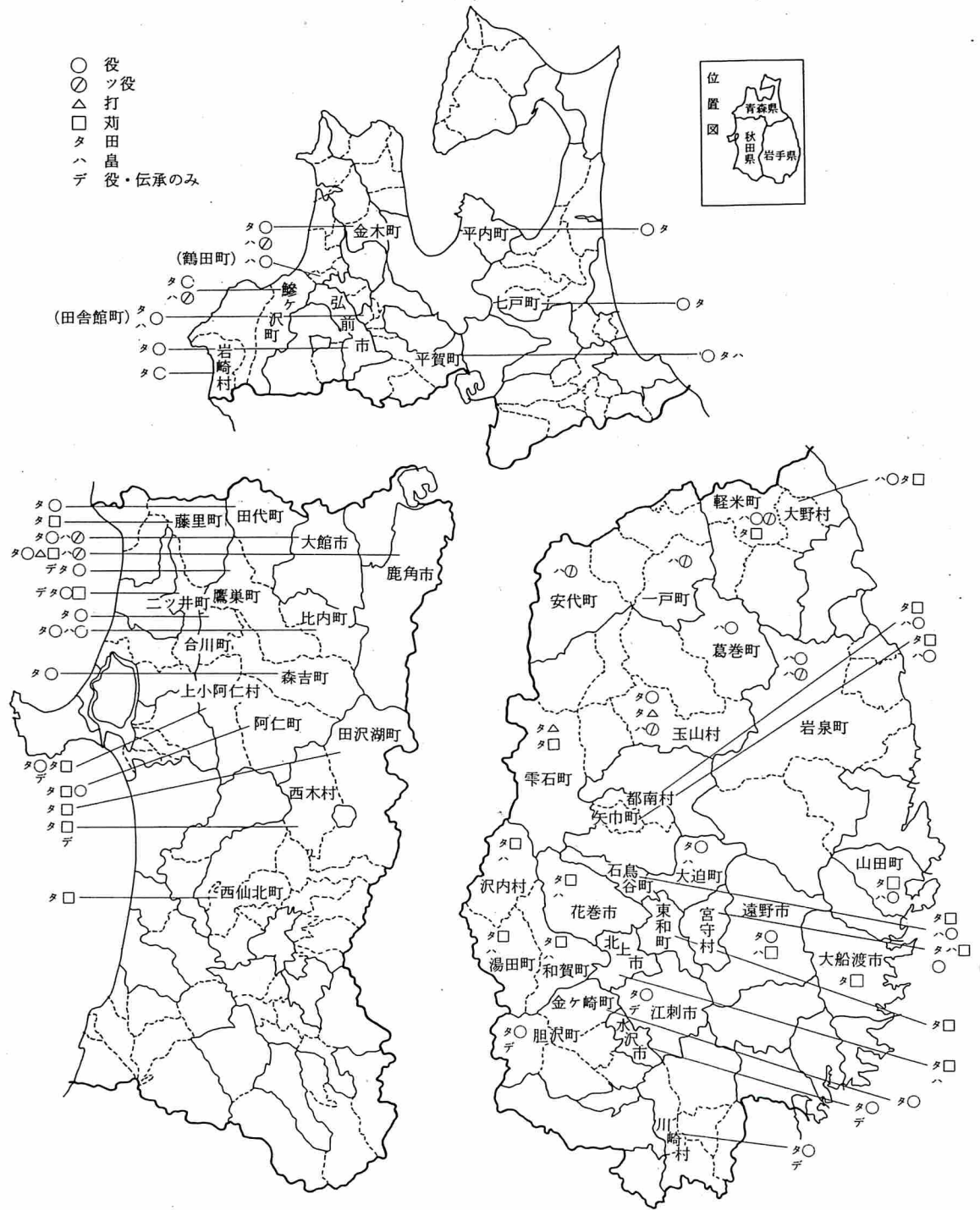
- ②7荒瀬村(阿仁町) 文政四年(1821)
 田地売券証文之支
 (中略)
 高合四斗八升 苧高 貳百苧
 (阿仁町 湊貞男氏蔵)
- ②8五反沢村(上小阿仁村) 明和二年(1765)
 売渡申田地之事
 (前略) 右六筆(芋田) 江高売石貳斗五升五合之
 処代米売石七斗五升=永代売渡申所実正=御
 座候(後略)
 (上小阿仁村沖田面 田中元久氏蔵)
- ②9佛社村(上小阿仁村) 天保十一年(1840)
 田地永代証文之事
 一、字所山根所持之田地六百苧之内三百苧此出
 米貳石三斗貳升三合(後略)
 (前同)
- ③0五反沢村大林(上小阿仁村)
 1反は100刈で1人役
 (上小阿仁村 鈴木万次郎氏談)
- ③1(合川町)
 一人役(いきにんやく) 六畝~八畝
 (合川町史 郷土のあゆみ)
- ③2麻生(ニッ井町)
 1人役は5畝
 (ニッ井町麻生 小笠原弥六氏談)
- ③3小繫(ニッ井町)
 1人役は8畝
 (ニッ井町小繫 高橋由吉氏談)
- ③4荷上場村(ニッ井町) 寛政十二年(1800)
 田畠売買証文帳
 一、私田地字所下中嶋弥治右衛門田六百苧当高売
 石七升之所(後略)
 (県立秋田図書館蔵 菊地文書)
- ③5粕毛村(藤里町) 天保六年(1835)
 永代売券証文支
 一、私持田地候所籾前向百刈大畑三切此度代銭三
 拾貫文=永代売渡し処相違無御座候(後略)
 (藤里歴史民俗資料館蔵)
- ③6強首村(西仙北町) 天保九年(1838)
 刈数出米取調書上帳
 惣当高六百六石七斗四升 強首村
 内拾売石九斗九升売合荒川欠引
 同四拾七石 屋敷畑高共=引
 残り高五百四拾七石七斗四升九合
 此刈拾六万千四百四拾苧
 此米千六百拾売石四斗 但し均し売升取り
 (西仙北町強首 小山田楨子氏蔵)
- ③7桧木内(西木村)
 100刈に1反1・2畝
 (西木村桧木内公民館 浅利得城氏談)
- ③8田沢村(田沢湖町) 弘化三年(1846)
 乍恐書付を以奉申上候御事
 一、当高四百八拾八石四斗四升六合 田澤村
 此刈九万七千六百九拾刈 当高売石=付
 貳百刈積り
 此出米千七百七拾貳石貳斗八升 中作之積売束
 =付売升貳合積り
 此俵三千九百七俵と売斗八升
 (後略)
 (田沢湖町田沢 羽川健治郎氏蔵)
- ③9角館東前郷村(田沢湖町) 嘉永二年(1849)
 御田地永代地=相渡証文之事
 (中略)
 当高合九斗貳升売合
 (後略)
 (田沢湖町神代 藤川兼次郎氏蔵)

5. 田畠役の分布地域

以上、弘前・南部・仙台・秋田の各領域毎に、田畠役およびそれと近似する概念である「打」・「刈」をも含めて資料をあげ、それを単純化したのが第1図である。図をみてわかるように、現在の青森・岩手・秋田、各県の市町村の悉皆調査ではない。この点については今後さらに調査を続けなければならないと考えている。しかし、おおよその傾向ははあくできるものと思う。

弘前領域についてみると、「天和の書上」では、現平賀町・田舎館村地域は田・畠共に「○人役」の表示であるが、現金木町・鯉ヶ沢町地域では、田は「○人役」、畠は「○ツ役」となっている。外に現岩崎村・岩木町・弘前市・平内町地域も田の「○人役」が確認できる。従って、弘前領域は田畠役の呼称地域である

田島役（人役）の地域について



第1図 田島役関係図

といえる。

南部領域は、現七戸町地域は、田「○人役」である。現鹿角市地域は、田「○人役」・「○人打」・「○刈」と三様の呼称があり、畠は「○ッ役」である。現安代町・一戸町地域は畠「○ッ役」、現軽米町・大野村地域は、田「○刈」、畠「○人役」・「○ッ役」と、畠は二様の呼称を用いている。現葛巻町地域の畠は「○人役」と呼称し、現岩泉町地域では畠を「○人役」・「○ッ役」と二様の呼称がある。また、現雫石町地域では、田を「○人打」・「○刈」と二様の呼称があり、現玉山村地域では、田を「○人役」・「○人打」、畠は「○ッ役」と呼称しているが、ここでも田は二様の呼称がある。現矢巾町・都南村・山田村地域では、田を「○刈」・畠を「○人役」と呼称している。現大迫町地域では田畠共に「○人役」であり、現石鳥谷町地域は、田を「○人打」・「○刈」と、二様の呼称をもっている。また、現遠野市地域では、田は「○人役」・畠は「○刈」と呼称し、現宮守村地域では、田を「○人役」・「○刈」、畠も「○刈」、現東和町地域は、田を「○刈」という。現花巻市・北上市・和賀町・湯田町・沢内村地域では、田・畠共に「○刈」を呼称している。

仙台領域は、現胆沢町・金ヶ崎町・江刺市・水沢市・川崎町地域において田「○人役」の呼称がみられる。また、現大船渡市地域は、田「○刈」の呼称である。

秋田領域は、現大館市および比内町地域は、田「○人役」・畠「○ッ役」と呼称する。また、現鷹巣町・合川町・森吉町地域では、田を「○人役」と呼称し、上小阿仁村・阿仁町は、田を「○人役」または「○刈」と呼称している。さらに山本郡二ツ井町の中、戦国期以降昭和30年(1955)まで秋田郡に属していた小繫(村)・麻生(村)は、伝承として「○人役」の呼称を確認できる。そして、荷上場村(二ツ井町)および現藤里町地域では、「○刈」の呼称である。すなわち、山本郡と接する秋田郡が「役」地域と考えられ、逆に山本郡は「刈」地域とみてよいと思われる。秋田領南部で南部領と接する仙北郡(現)田沢湖町・西木村地域も「刈」呼称である。

以上、弘前・南部・仙台・秋田各領の「田畠役」および関連呼称をみたが、つぎにそれら東北北半を全体的に検討する。まず田の「○人役」は、四藩領域にわたってその呼称であるが、仙台・秋田領共に北部に分

布している。仙台領の場合、資料として確認できたのは、現金ヶ崎町地域のみで他は「伝承」である。また、畠の「○人役」は、南部領の現矢巾町・都南村・大迫町・山田町が南限である。畠の「○ッ役」については現玉山村・岩泉町が南限であって、畠の「○人役」よりも北でとどまっている。これからみる限りでは、「田畠役」の3呼称の中で、「○ッ役」が最も北的要素をもっていると考えられる。また、南部領の現鹿角市・雫石町・玉山村・石鳥谷町に分布する「○人打」は、後でも検討するように、1日1人の労働量である1人役に由来するものと考えられ、「田打」に象徴させたものであり、「○人役」の変形呼称と考えられる。つぎに、現宮守村・花巻市・北上市・和賀町・湯田町・沢内村地域に分布する田・畠共「○刈」の呼称は、前にのべた「○人役」・「○ッ役」とは性格を異にし、いわゆる前者は春耕時の呼称に対し、後者は収穫時に焦点をあわせた呼称である。

Ⅲ 各藩の対応

1. 弘前

弘前藩の場合、(Ⅱ1①)以下であげているように、天和4年(1684)の「書上」がある。(Ⅱ1)では現平賀町・田舎館村・金木町・鯉ヶ沢町のみより確認できないが、「書上」の形式等からみて全藩的な各村よりの書上であると考えられる。また、(Ⅱ1②)は明治4年(1871)に士族に配分した田地の面積も「○人役」を用いている。従って、弘前藩では、積極的に田畠役を認め、それを基準とした面積をはあくしている。

2. 南部

南部藩では、文化元年(1804)「御検地改様之事」⁸⁾

一、御検地之者心懸之事

一、田形は何百刈、畑形は何人役、いくつ役と銘々百姓作り高=爲書上取可申事。

として、検地の際に、農民から田は「○刈」・畠は「人役・○ッ役」を書き出させ、それを基準として、町反畝また石高を算出している。従って、農民の面積に対する慣習を利用しているといえる。また、弘化三年(1846)「七戸通検見之事」⁹⁾

(前略)たとへば場所江罷越御百姓共江申聞候へ、此田形何程刈可有之哉と相尋、何程刈御座候と申出候節、稲毛見分之上、夫々帳合いたし、畑形之分ハ

何人役又ハ何手役可有之哉と相尋、何人役御座候と申出候節、土地見分之上、是ハ上畑敷、中畑・下畑下々畑等の次第相考ひ、是又、夫々帳合いたし、右之通見分之上、前書の仕法を以て、田畑共、何石何斗何升何合誰作と仮小高拵ひ候て、歩積いたし候事と聞ゆ、（下略）

七戸通における検見の場合も検地と同じ方法がとられている。すなわち、農民から田は「○刈」・畠は「○人役・○手役」と聞き取り、稲毛および土地を検分して、石数および町反畝歩を算出し、さらに年貢取立額を決定している。また、畠に関しては、文化三年(1806)（前略）

一、畑方ハ何人役いくつ役と為書取申答、畑方所＝寄すき積＝て、奥筋は三人＝兩蒔候処、耖つ役と申候、大方三ツ役＝兩耖反有之候、岩手・志和・和賀・稗貫通＝兩ハ。九人役ほと耖反有之候

（下略）

とある。すなわち、南部藩では検地・検見に際し、農民から田は刈・畠は人役・ツ役の形で面積を提出させている。これは農民の実態と合致しているか、どうか、再び第1図をみよう。田の場合、刈は九戸郡・紫波郡・稗貫郡・和賀郡に分布しているが、必ずしも全藩的には分布しない。また、畠のツ役は指摘のとおり、奥筋＝北部に分布するが、人役も分布する。また、人役は北部にはみられるが、和賀郡は刈分布地域である。従って、藩の農民の実態はあくは、大雑把には正しいといえるが、必ずしも厳密なものではなかった。しかし、農民の実態に注意を向け、それに土台にして検地・検見を実施している。

3. 仙台

同藩の場合は、弘前・南部藩のような積極的資料を発見できない。ただ、(Ⅱ 3 ⑤)の現金ヶ崎町地域の借用証文があるので、とくに、地方役人はその存在は知っていたものと考えられるが、積極的に対応しなかったと思われる。

4. 秋田

同藩の場合も、弘前・南部藩のような積極的資料はみられない。もちろん、南部藩の検地・検見書に相当する「秘伝書」等にもみられない。ただし、(Ⅱ 4 ⑦⑬)の「村掟」にも「役」の記載がある。また、(Ⅱ 4 ②④)

の「飯料取調帳」は藩の役人に提出するものであるから当然「役」の存在には気付いていた筈である。しかし、藩では積極的に取り上げようとしなかった、と思われる。つまり「役」は全藩的な呼称ではなく、一地域の呼称であったためと考えられる。

Ⅳ 記載資料(含伝承)について

1. 伝承

田島役呼称の伝承は、東北北半の諸領にわたっている。弘前領は(Ⅱ 1 ②②)のみであるが、調査によっては広範囲から検出される可能性が強い。南部領は(Ⅱ 2 ⑩②⑦③④⑥)である。仙台領は(Ⅱ 3 ②③⑥⑦⑨)で確認できる。秋田領では(Ⅱ 4 ③①③③①③②③③)の資料にみえる。特徴的なことは、仙台領北部では一例を除いて伝承だけより確認できないこと、また、秋田領では(Ⅱ 4 ②⑨)のように土地証文の上では「刈」であるが、伝承では「役」呼称③④がみられることである。

2. 経営帳簿等

経営帳簿・日記・農書類等に田島役または刈がみられる。弘前領では(Ⅱ 1 ②①②②②⑤)にみられ、南部領は(Ⅱ 2 ②⑤⑨⑩⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)で確認される。また、秋田領は(Ⅱ 4 ①②⑤)にある。これらには面積表示として用いられている。

3. 村掟

これについては、秋田領だけしか検出できないので(Ⅱ 4 ⑦⑬⑲⑳)の3例をみたい。

この「村掟」は、「村法」とも呼称し、領内の各地域にみられ、また、時期的には初期から幕末期にかけて検出できる¹¹⁾。その性格は、藩の通達・指示を厳守することや、村内の経費・休日・衣類等の規制などがあるが、幕末期には村の改革運動と連動して作られる例もある。

ここでみるのは、秋田郡北部の花岡村(大館市)天保8年(1837)・綴子村(鷹巣町)天保7年(1836)・平里村(森吉町)明治13年(1880)である。前二者は年代が接近している点を考えると、天保4年(1833)凶作後の農村復興策として、藩の指示があったことも考えられる。この三者に共通する点は、各農作業の時期と労働量、休日の規定をもっていることである。その労働量として、田打は一日一人で一人役と定めている。ここでいう「一人役」は明らかに面積である。

4. 書上

これも秋田領だけしか確認できない。藩に対する書上はいろいろあるが、ここでは、村における米の生産量および過不足の調査であり、藩の指示に基づいて書上げたものと思われる。(II 4 ①②③④⑤)で、秋田郡の中屋敷村(鷹巣町)・吉田村以下4か村(阿仁町)は共に安政6年(1859)、仙北郡強首村(西仙北町)は天保9年(1838)、同郡田沢村(田沢湖町)は弘化3年(1846)である。

4点の書上の中、特徴的な事柄は、前二者は田地「〇人役」この刈数・出米という表現を用いており、後二者は当高・刈数・出米という順に書いている。藩政時代において、村高を表示する場合、とくに後期は「当高」を用いるのが一般的である。しかし、前二者、すなわち、秋田郡北部の村では、あえて、「〇人役」を用いていることが、この地域の特色を示している。

5. 土地証文等

近年、土地証文が問い直されているが¹²⁾、それをも念頭に置きながら考えてみよう。

永代・質地(年季)等または分家(分知)目録には当該地の面積が記載されているが、まず表示の仕方を検討しよう。第一にII(地域について)あげた資料をを手がかりにみると、弘前領では7点の土地証文をあげているが、⑬・⑭・⑮が反畝および分米の表示だけである。南証領では、29点のうち、⑳・㉑が石高のみの表示である。仙台領では、4点のうち、①・④⑩が貫高のみで表示されている。また、秋田領では、14点のうち⑳・㉑が石高のみで表示されている。つまり、54点のうち10点が反畝あるいは石高・貫高のみの表示であり、他の44点(82%)は、上記の石高・反畝の併記や、役・打・刈による面積表示がなされている。

第二に、上記の石高(反畝)のみか、役・打・刈と石高併記か、あるいは役以下の単独記載か、検出の可能な村3か村の状況はつぎのとおりである。

第1表 岩手郡玉山村土地関係証文

資 料	年代	高	役	代物・安堵	年 季	利 足
借 用	(年) 明和2	(石) 0.65	田形1人打 畑形7ツ役	1貫文	4月 ~10月	1ヶ月 25文
預り候	安永2			2貫60文		2割半
預り置き候	安永2			5貫文		2割半
借 用	天明8			10貫文	7月~10月	2割半

永代売渡	寛政12	0.25	畑形2枚	25貫文		
永代売渡	享和3	0.5	畑形2ツ役	20貫文		
年季売渡	文政4	0.235	畑形1ツ役	26貫文	15ヶ年	
年季売渡	文政11		畑形1ツ役	7貫文	10ヶ年	
年季有合	文政13	0.5	田形1人役	13貫	15年	
永代相違シ	弘化2	1.0	田形1人打	1両		
借 用	安政3		1両	当月中	2割5	
借 用	弘化2	0.45	畑形3ツ役	21貫50文	9ヶ年	4貫文
借 用	弘化3	0.7	畑形3ツ役	30貫文	8ヶ年	1ヶ年 4貫文
借 用	嘉永2	0.3	畑形3ツ役	19貫文	5ヶ年	1ヶ年 4貫文
借 用	嘉永2		畑形2ツ役	7両	8ヶ年	1ヶ年 1両
借用・始末	安政3	1.12	畑形4ツ半役	9両	7ヶ年	1ヶ年
		1.0	田形2人役			1両2歩
借用・始末	安政7	0.75	畑形1ツ役	3両	7ヶ年	1ヶ年 2歩
無尽始末	万延元	1.5	田形3人打	10両	40回	1回1歩
		0.5	畑形2ツ役			
		0.475	畑形2ツ役			
無尽始末	万延元	1.3	畑形6ツ役	19両2朱	当中11月 当年11月	1回 1歩2朱
無尽始末	元治2	0.3	畑形4ツ役	12両	当月8月 より申10月	1回 1歩2朱
契約備銭	明治3	0.5	畑高2ツ半役	420貫文	9	1ヶ年
預始末			家・道具・小屋			50貫文
無尽金	明治9		畑4反1畝	23歩		
借 用			地価金58	円13銭6厘	45円	10ヶ年
無尽約定	明治10				30円	30日
無尽約定	明治12				17円50銭	8ヶ年
四拾人講	明治17				9円50銭	明治
仲間持金借用						23年まで
無尽始末	? 成 1月14日	0.5	畑形2ツ役	18貫40文	成より 寅まで	1年 3貫40文

※玉山村教育委員会「玉山村古文書集(一)」より

第1表は南部領(岩手県)岩手郡(現)玉山村における明和2年(1765)から明治17年(1884)にかけての26件の土地関係証文である。そのうち、高および役・打が記載されていない証文は8点あるが、これは、預り、借用、無尽証文であって、必ずしも土地を抵当に入れなくても成立する証文である。ただ明治9年(1876)の無尽金借用証文は反畝と地価金で表示している。この玉山村地域は、高と役・打の併記表示が一般

田畠役（人役）の地域について

的であったとみてよい。

第2表 和賀郡沢内村永代証文

年代	高	刈	代物・安堵	備考
(年)	(石)		1分判3切	
寛文6	0.59 (地敷高)		名子1人	
延宝5	7.378		1歩判12切	
貞享4	11.539	家屋敷	500文	
享保2		稲130束	1歩判 10両	
享保4		稗70束	6両	
享保4		稲200束	6貫500文	
元文2		稲300束	6貫文	
元文4		すこ沢山 稗田4枚	11貫文	
元文5		高とう沢萱場 粟30束	9貫500文	
寛保3		畑	1貫文	
延享3		稗100束 畑1枚	8貫文	
延享3		稲30	1貫800文	
延享4	0.65	稲500束 (家屋敷畑共)	30貫050文	
延享4	稲 1.53	稲100束 (家屋敷添)	2貫100文	
延享5	畑 0.1		37貫文	
延享5	0.035	粟30束	4貫270文	
延享5	0.12	糸畑1枚 小畑1枚	9貫360文	
寛延元		稲15束	5貫805文	
宝暦4		畑	3貫300文	
宝暦5		稲100束	3斗7升	
宝暦6	2.209	糸畑1枚	2駄	
宝暦6		稲25束	1貫500文	
宝暦8		稲150束	10貫300文	
明和4		小畑1切	1貫500文	
明和7	(田地?)	家屋敷		
明和8	1.28	稲110束 (山林)	5貫300文	
安永2	3.00苗代共	稲170束	6貫673文	
安永2	1.4	稲600	11貫文	
安永3	2.307	稲150束	33貫431文	
安永3	3.3	稲500束	7貫100文	
安永4		稲500束 (家屋敷)	1貫400文	
安永4		稲500束	1貫193文	
安永4	1.475苗代添	米1駄	1貫100文	片馬0.31 韌0.2
安永7	0.4	稲160束 畑1枚 粟8束	米1駄 5貫200文 1貫580文	

天明7	0.605	山林畑 粟畑60束 粟畑60束	2貫500文
寛政4	4.44	稲600束 苗代家屋敷一切	25貫文
寛政9		粟40束	4貫文
寛政11		(山林)	3貫文
文化5	2.202	稲300束	3貫500文
文政2	0.65	稲250束	25貫文
文政9	0.801	稲300束苗代共	20貫400文
文政11	1.0	稲200束	16貫文
文政12	5.0	稲500束苗代添 (茅場)	35貫文 1貫文
天保4		(林)	16貫971文
天保5		田地無残	5貫200文
天保8	畑 0.02	屋敷之内	金1切
天保12		稲350束	32貫文
文久2	2.569	(林)	4両2歩
元治2		畑1枚 小畑1枚	5両
慶応2			

※沢内村教育委員会「沢内村郷土史編さん資料目録(売買証文)」

第2表は、南部領和賀郡（現）沢内村における寛文6年（1666）から慶応2年（1866）にかけて刈関係を検出するために作製した49点の永代証文の一部である。沢内村ではこの外17点の永代証文を採集しているようであるが、内容不明のため記載することができなかった。この村では上記49点の中39点が田畠の証文であるが、高の未記入が18点（46%）で刈の未記入が6点（15%）であって、後者の比率が明らかに低い。当地域は前にものべたように田畠共に刈地域であるが、高で表示するよりも刈で表示する率が高いといえる。

第3表 秋田郡二井田村一関家・比内町関係永代証文

年代	田位	高	当高	役	安堵	備考
(年)		(石)	(石)	(役)	(貫・文)	
寛保4	中下田		17.151	28人		
延享3	下田	3.333	2.5	5人	3石5 2.600	
明和5	中下田 下田	26.126	20.891	43人	64石	
明和6	中下田	2.590	2.59	5人	31.620	
明和7	上田	3.12	2.6	4人	10.750	
安永2	下畑	0.636	0.501		3.000	
安永4			5.115	13人	50石	
安永4	中下田	5.080	4.233	7人半	6.500	

寛政2	下	3.983	3.186	8人	
	下	2.518	2.014	6人	22.769
	田	0.266	0.128		8.000
寛政10					
享和元	下	1.067	0.854	2人半	20.000
文化元	下		0.569	2人半	13.000
文化2	下		0.569	2人	13.000
文化2	中・下	2.56	1.979	4人	150.
	下				
文化4				8人	30.000
文化5				2人	28.000
				畠1数	
文化6	上・下・	0.706	0.559		
	下				
	田				
文化6	屋敷・畑	(7筆)			
文化7	下	0.704	0.513		23.000
	中・下				
	畑				
文化8	下	0.21	0.133		14.800
文化10	下	1.918	1.375		250.000
	下	4.579	3.322		
文化10			12.104		565.000
文化11	下	1.785	1.428	5人	23.000
文化11	畠			2ツ奈	
文化13			1.394		30.000
文化13	中	0.352	0.282		95.000
	畑				
	敷				
文化13	上	3.826	3.061		50.000
	中				
	田				
文化13			3.061	6人	20.000
文化14			1.394	4人奈	30.000
文化14			4.118	9人半	68.000
文化15	下	4.946		18人	35.000
文政2			3.062	6人	50.000
文政2	下	2.452			100.000
	下	0.12	0.076		8.000
文政2	下	0.601	0.486	1人	12.000
文政3	下	3.977	3.447	9人	25.000
文政3	下	3.074	2.481	7人	45.000
文政4	下	1.366			
	畑				
文政5	中	0.168	0.134		9.000
文政6	下	0.977	0.782	2人	20.000
万延2	下	0.779	0.623		1175.000

(返り証文)

(通札)

※比内町史編さん室(「コピ」)より

第3表は、秋田領秋田郡二井田村一関家の(現)比内町関係の永代証文である。寛保4年(1744)から万延2年(1861)間の41点が採集されているが、その中、高と役の併記が20点(49%)、高の未記入が4点(10%)、役の未記入が16点(39%)、何れも未記入1点

(2%)となっている。この地域では役の未記入の比率が高の未記入より高いが、全体的にみれば、役記入が25点(61%)と過半数を占めている。以上の3か村の土地証文関係をみても、高および反畝の面積表示の外に役・打・刈の面積表示が証文の半数を超えることが確認できる。

藩政期における土地は領主所有の代償として年貢を上納し、一方では農民の生活の源泉として農民がそれから得た生産物で生計を立てる。その土地が移動することは領主と農民にとって最大の関心事といわねばならない。その具体的な形として「土地証文」が存在するわけである。上記で検討を加えたように、土地証文の面積表示は、石高・反畝という領主の「公」的表示がなされると共に、また、役・打・刈等の地域の「公」が表示されていることは、藩政期の土地観念の上からみると、極めて重大な問題であり、当時代の耕地観念の二重性を具現しているものと考えられる。

V 田畠役の意味について

1. 労働量としての役

南部領では、II 2②に示しているように、(現)石鳥谷町地域では、1人前を1人打といい壮年1日の作業量としている。同じくII 2④の小友町(遠野市)の田打は、1日1人1人役であった。仙台領でもII 3③に示しているように、田打のワッパカは1人役と称している。秋田領ではII 4③のように(現)大館市地域でも田打は1日1人役を打つのがワッパカとしている。

何れも、田打の1日1人の労働量をさしており、また、伝承である点でも共通している。

2. 面積表示としての役

IV 5「土地証文等」で検討したように、石高・反畝の外に役(ツ役)・打・刈も併記されるか、単独で表示され、明らかに面積表示であることを確認した。

なお、それ以外に例をあげると、弘前領ではII 1②①蓮花田村(木造町)の小山内家の開発面積は田畠614人役と表示している。また、II 1②⑤館前(鯉ヶ沢町)の清野家では田植の際に稲の品種毎に面積を「役」で表示している。南部領では、II 2②③御明神(雫石町)清兵衛家が弟に分知させる場合に50人打を与えたとある。また、II 2④⑤遠野地方の農作業記録に、クロオコシ6人役位を1人で作業するとしている。秋田領につ

田島役（人役）の地域について

いては、II 4⑦・⑬・㉓のように、秋田郡北部にある3か村の「村掟」にある田打は、1日1人（1人前）1人役としており、面積表示に用いている。また、II 4⑫のように、早口村（田代町）・綴子村・坊沢村（鷹巣町）では天保5年（1834）一凶作の翌年一には、

た場合、この差は納得できる数字である。

秋田領についてみると、第4表の二井田村一関家の（現）比内町分は、田1人役が高平均5斗2升3合で、

第4表 役・打・刈と高との関係

村	岩手郡(現)玉山村		和賀郡(現)沢内村		秋田郡二井田村一関家(現)比内町分		
	田1人役・打の高	畠1ツ役の高	田100刈の高	田1人役の高	田1人役の当高	田1人役の当高	田1人役の当高
	(石)	(石)	(石)	(石)	(石)	(石)	(石)
打1.0	0.75	1.5	0.78	0.65	0.354		
打0.5	0.25	1.0	0.677	0.613	0.349		
	0.25	0.93	0.667	0.564	0.342		
役0.5	0.25	0.92	0.64	0.518	0.336		
役0.5	0.249	0.75	0.608	0.51	0.286		
	0.238	0.73	0.601	0.51	0.228		
	0.235	0.73	0.518	0.5			
	0.233	0.65	0.498	0.495			
	0.217	0.5	0.489	0.486			
	0.2	0.5	0.442	0.486			
	0.15	0.46	0.439	0.433			
	0.15	0.27	0.427	0.398			
	0.075	0.26	0.42	0.393			
			0.357	0.391			
			0.275	0.383			
上～下	1.0～ 0.5	0.75～ 0.5	1.5～ 0.26	0.78～ 0.275		0.65～ 0.228	
平均	0.625	0.25	0.71	0.523		0.439	

※玉山村は第1表、沢内村は第2表、比内町分は第3表より作製した。

以上の村々で合計1,900人役が田打をしていない、という記録がある。これも面積表示として用いている。

3. 高と他の面積表示との関係

南部領の田1人役(打)の高を第4表・第5表でみるが、(現)玉山村と(現)鹿角市・宮守村8件という非常に少ない資料しか検出できない。その中で、玉山村と鹿角市・宮守村では大きな相違がある。畠の1ツ役は、玉山村と一戸町の場合高2斗5升である。また、100刈の高平均は、第4表の沢内村が7斗1升、第5表の(現)盛岡市以南地域は平均8斗5升4合であって、1斗4升4合高い。沢内村との自然条件の差を考慮し

第5表 南部領各村における1人役(ツ役)・打・刈の高

番号	村	現市町村	種別	1人(ツ)役100刈の高	番号	村	現市町村	種別	1人(ツ)役100刈の高
2-⑭	土深井	鹿角市	田	役0.16	⑲	石神	安代町	畑	ツ役0.075
⑮	〃	〃	〃	打0.042					
⑯	大湯	〃	〃	役0.031			(平均)		0.163
⑰		宮守村	〃	〃0.271					
		(平均)		0.126	㉔	長山	雫石町	田	刈0.4
					㉕	見前	都南村	〃	〃0.714
					〃	〃	〃	〃	〃1.28
⑥	江刈	葛巻町	畑	役0.124	㉖	煙山	矢巾村	〃	〃0.758
⑦	葛養村	〃	〃	〃0.092	㉗	八重畑	石島谷町	〃	〃1.265
⑧		岩泉町	〃	〃0.104	㉘	土沢	東和町	〃	〃0.167
⑨		〃	〃	〃0.13	㉙	飯豊	北上市	〃	2.147
㉚	見前	都南村	〃	〃0.075	㉛	藤根	和賀町	〃	0.1
〃	〃	〃	〃	〃0.035			(平均)		0.854
㉜	煙山	矢巾村	〃	〃0.035	㉟	藤根	和賀町	畑	刈0.146
		(平均)		0.09					
⑬		一戸町	畑	ツ役0.25			(平均)		0.146

※II-2より作製

当高平均は4斗3升9合である。また、嘉永4年(1851)赤石村(大館市)1人役当高平均4斗2升2合、本宮村(大館市)は当高平均3斗8升5合で¹³⁾地域的に同じためか近い数値を示している。

また、1人役の(実)刈数および収穫米を秋田領においてみると、

II 4⑯ 中屋敷村(鷹巣町)安政6年(1859)

35903束÷288人役=125束(6把1束?)10把
1束にすると、75束 8斗7升3合

II 4㉞ 吉田村(阿仁町)安政6年(1859)

30,455束407人役=72.4束 9斗7升3合

第6表 秋田郡二井田村一関家嘉永6年(1853)1人役の刈数と収穫玄米

1人役の刈数	1人役の収穫玄米	〃	〃
102(束)	1.42(石)	64	1.472
100	2.241	63	1.575
97	2.138	63	1.063
96	2.103	60	1.638
89	1.16	60	1.072
86	1.634	59	1.05
85	1.53	56	1.055
75	1.733	42	0.625
75	1.725	42	0.542
75	1.7	40	0.88
70	1.348	38	0.836
70	0.77	37	0.475
67	1.47	33	0.528
上 ~ 下		102~33	2.241~0.475
平 均		67	1.299

※「大館市史編さん資料第二十一集」
(嘉永6年廻田録)より複製

II 4㉔ 小淵・小様村(阿仁町)同年

29,500束÷420人役=70.2束 7斗7升3合

であって、(現)鷹巣町東部および(現)阿仁町地域は1人役70束~75束・収穫米7斗~9斗である。また、II 4㉓のように菅江真澄は(現)比内町で1人役を100刈刈と聞いている。そして、二井田(大館市)一関家の嘉永6年(1853)を第6表でみると、1人役平均67束収穫玄米は1石2斗9升9合であって、鷹巣町東部・阿仁町地域よりも刈数が少ないが、収穫米で大きく上回っている。

また、1人役(ツ役)の反畝(坪)についてみると、弘前領ではII 1㉔にあるように、200坪である。南部領ではII 2㉓・㉔の1人打7~8畝、㉕の8畝となっている。仙台領はII 3㉓6~7畝、㉔は7畝、㉕は7~8畝となっている。秋田領の場合は、II 4㉓1反、㉔は250坪、㉕1ツ役200坪、㉖7~8畝、㉗194坪、㉘6~8畝、㉙5畝、㉚8畝となっているが、6~7畝が多い。

また1人役の面積の相違についてあげると、弘前領では、II 1㉔のように古田6畝20歩・新田1反歩となっている。南部領は、II 2㉓にあげているように、鹿角郡では上田で1反2・3畝歩、下田は1反6・7畝といわれる。また、七戸通の検見における畑1石の人役は第7表のようになっている。これをみると、1つ

第7表 七戸通検見畑高1石の人役積

地域	田位	上畑	中畑	下畑	下々畑
御町通△		7人役	9人役	16人役	25人役
東通		6人役	7人半役	10人役	15人役

※税務大学校「南部検地検見作書」より
△上記以外に上川目通・南川目通・北川目通・北山通
・深持通・法量通・天間館通・洞内通・三本木通

は田位が低くなるに従って、役数が多くなること、2つには東通の方が役数が少ない結果がでている。これは、東通が生産力に勝ることを示している。仙台領ではII 3㉗(現)胆沢町のように、1人役が9畝の場合もあった。また、秋田領の場合は、II 4㉕二井田村(大館市)の新開田250坪であり、II 4㉔本城村(森吉町)は194坪である。以上でいえることは、古田よりも新田が、上田よりも下田が1人役当りの面積が広いということであり、役は結果的に生産力を考慮した面積表示といえよう。

4. 稲作業と役・刈の関係

稲の作業過程において、面積表示としての役や刈がどのように用いられているかを検討するために作製したのが第8表である。資料はすでに一部をIIにあげているので、必要な所をあげておく。秋田領秋田郡花岡村(大館市)天保8年(1837)・II 4㉗、秋田領秋田郡綴子村(鷹巣町)天保7年(1836)II 4㉓、南部領遠野(遠野市)II 2㉕、秋田県北秋田郡平里村(森吉町)明治13年(1880)II 4㉔、南部領稗貫郡宮野目村(北上市)天保4年(1833)の5点の資料である。

稲作業の過程をみると、秋田領は地域的に近いからか、ほぼ同じ過程を迎えるが、花岡・綴子村と平里村では、過程の名称や順序に若干の相違がみられる。南部領の遠野地方は過程の名称や内容に独自のものがみられるし、宮野目村は畔塗から稲作業が開始される。この5地域の中で、遠野地方のみが「クロオコシ」から「稲刈」まで一貫して役表示を用いている。花岡村は「田打」から「田草取」まで役表示であり、「稲刈」は刈表示になっている。綴子村もほぼ同じであるが、「稲刈」の記載がない。また、平里村では、「田打」から「畔塗」までが役表示であり、「田植」・「田草取」・「稲刈」は刈表示となっている。さらに宮野目村は田打から稲刈までが刈表示である。これらを総合的に判断すると、面積表示としての役から刈への変化の過程を読みとることができよう。これは第1図で示した

田島役（人役）の地域について

ように、田の面積表示が(現)玉山村が役と打であり、(現)雫石町は打と刈、(現)鹿角市は役・打・刈であった。これらも役→打→刈の推転の姿を示していると思われる。そして、役の根幹部分の「田打」に労働量として伝承されるという結果になったと考えられる。

第8表 秋田・南部領の稲作業と役・刈

	花 岡	綴 子	遠 野	平 里	宮 野 目
田打	(1日1人) 1人役	①(1日1人) 1人役 女半人役	①(クロオコシ) (1人にて) 6人役	①(1人前) 1人役	②(1人前) 日とろ1.00刈 かた田50刈
2番田打	(1日1人) 2人役	2人役		②(小切1人前) 1人半役	③(田打返1人前) 日とろ1.50刈 かた田100刈
畔切	(1日1人) 10人役	②(1日1人) 10人役	②(クロタテ) (1人にて) 3人役		
畔塗		③(1日1人) 3人役	④(1人にて) 上5人役・中4 人役・下3人役	④(1人前) 2人役	①(1人前) 200刈
鍬塗		5人役	③(アラクレカ) (キ1人にて) 3人役		
田掻	馬1匹に付 1人半役	④馬1匹に付 2人役		③(馬7匹) 10人役	④(馬1匹) 100刈
中掻	馬1匹に付3人役		⑤(中シロ) 5人役		
フマセ1番			⑥4人役		
フマセ2番			⑦3人役		
フマセ3番			⑧3人役		
田植	馬一匹に付掻方3 人役・早乙女1人 に付1人役	⑤馬1匹に付3人 役・早乙女2人・ 深田3人		⑤早乙女1人前 100刈	⑤ 日とろ1.00刈 かた田90刈
田草取	(1日1人) 1人役	⑥(1日1人) 1人役		⑥(1人前) 100刈	⑥(1人前) 50刈
稲刈	(1日1人) 150束		⑨1人役	⑦(1人前) 50束	⑦(1人前) 50刈

※番号は稲作業の順序

VI 結びにかえて

1. 江戸期以前における東北地方の面積表示
江戸期以前において、東北地方の大名が家臣に対し

て、知行を宛行うが、それを中心にあげる。

(イ)米沢地方、伊達政宗の知行宛行状
天正14年(1586)

田は苧，畠は貫文

(飯沼二郎「石高制の研究」)

(ロ)仁賀保兵庫頭，仁賀保宮内少輔に知行宛行

文禄元年 (1592)

一、志と橋村 本郷村 大竹村 中沢村 桧口村

金浦村

右之田地

都合七万八千苧

(後略)

(「秋田県史資料 古代中世編」)

(ハ)西馬音内城主小野寺茂道，小田原参陣ニツキ家臣

ヨリ役銭ヲ徴ス

天正十八年 (1590)

境井 八千五百苧 ヤク

大津豊前 千七百苧 ヤク

(前 同)

(ニ)浅利則頼侍分限帳

高御知行之分 稲知行ノ部

知行式百苧 中野住 多賀谷図書助

(後略)

(ホ)秋田城之介より立山氏に与えた知行宛状

文禄四年 (1595)

一、五百苧 松木村

一、六百苧 尺迦内村

合千百苧速可令知行者也

文禄四年七月十日 愛季 (筆者?)

立山市内

(「鹿角志」)

(ヘ)葛西氏の知行宛行状

永正元年 (1504) ~ 天正十八年 (1590)

胆沢・江刺・西磐井・東山・気仙 地域は苧高，

一部貫高

(「岩手県史第三卷中世篇下」)

(ト)東磐井郡磐清水濁沼 (千厨町) 風土記書上

岩井郡濁沼里知行東御年貢

一、九千八百十束苧 六百八十一俵此作主御百姓

一、十人作 出雲 一、廿人作 尾張 (後 略)

「(前略)濁沼村十二人の所有水田面積は，合計百

四十八人役である。九千八百十束苧を百四十八

人役に割当すると，一人役は六十六束となる。

(後略)

(前 同)

以上のように，東北大名もしくはそれに準ずるものが家臣に与えた知行地の面積表示は，一部貫高もあるが概して「刈高」である。さらに(ト)にあるように，村落段階で刈，そして，岩手県史の執筆者は「〇人作」を「役」と判断している。この1人役66束はV3で取り上げた役と刈の関係からすれば，納得できる説明である。そうすれば，中央で秀吉政権が石高制を押し進めている時期において，それぞれの位層ではあくしよとした高の地域性を図式化するとつぎのようになる。

(統一政権) (東北地方大名) (在地)

石高 — 刈高 — 役
刈

2. 高の地域性

役を石高制との関連で考えてみよう。まず，「役」の意味は，素朴にとらえてみても負担・義務である¹⁴⁾。また，刈高 (貫高) および石高も農民の負担を抜きにしては存在しない。土地を何らかの方法で計量すること自体，義務を課するためである。従って，役・刈高・石高は共通性をもっている。

「地方凡例録」(上巻)一、百苧反歩之事

往古ハ田畑高もなく，反別も一定せず，稲の束数を以て田数とす，今も片部の遠境に無高・無反別の村など，何拾苧・何百苧と束数にて反歩を分る処ありて至って古法なり，

として，田租2束2把をあげている。この「地方凡例録」では，刈高を古法とし，また当時の辺境に残る，としている。つまり，「役」の存在に気付かなかった，ということであり，「役」はそれほど，深部・最辺境にあったとみてよい。従って，江戸期に残存する負担の地域性を図式化すると，

(中央) (東北地方) (東北北部及び他の辺境)

石高 刈高 役

となる。

3. 田畠役の起点

すでにI3の③・④にあげているが，「役」と名子制度は関連しているとみてよい。その外に類似の例をあげると，

(イ)青森県三戸郡階上村 (階上町) 野沢家

40才まで本家に同居して働き，41才の春に分家，家，屋敷，家具，1年分の食料，水田1反，畑1町

ぐらいを分与，なおほかに小作地として畑若干を本家から借りるのが普通であった。（中略）独立した経営体を維持できず，分家後も本家から生活全般にわたって援助を受けており，その反対給付として本家の仕事に手伝いに行くのであった。野沢家のカマド（分家）が本家に働きに行くことを地頭役といっており，年に29人役と決められていた。

（「日本民俗学講座Ⅰ」）

(㌾)岩手県二戸郡荒沢村石神（安代町）齊藤家

（前略）召使の分家（名子）に対しては家，家財，農具を分与し，屋敷のほか稲田二人役位（一人役は五、六畝）畑一反歩ないし二反歩を役地とし，田三人役位，畑適宜を分作地として貸与する。

（中略）名子から大家に対する次の場合には賦役を意味している。すなわち名子は一般に農事は田打，田掻き，田植，草取，稲刈，稲上げ，稲こきにつき各二日位大家に行き労役する。（後略）

（有賀喜左衛門著作集Ⅰ「日本家族制度と小作制度」）

(㍑)島根県那賀郡伊南村（金城町・浜田市）岡本家

（前略）小作人の地主に対する労務提供は「屋敷の下人勤は男月に一人役，五月九月三人役にて，十六日頭付勤むる。勤十七日に成り候へば米九合宛給し渡す。女極り無，見合遣可申」とあり，毎年十六日だけは地主の宅に行き無報酬で労務を提供して，その家庭労働，または農業労働に服さねばならなかった。

これに対して小野博士は「元亀の頃，岡本氏がこの『名』に入地した時に慣行せられたる『名』内隸農民の名主に対する奉仕関係が現在まで存在するとの解釈も下され得るのである」といわれていることによっても知られるように，いわゆる中世的恩給制的名子の残存とみられる。

（森嘉兵衛著作集第五巻「奥羽名子制度の研究」）

のように，名子の賦役労働から転化したものと考えられる。しかも，中世的な名子制度との関連でとらえてみることも可能ではないか，と思われる。さらに，さかのぼって，律令時代の労働力の徴発の仕方¹⁵⁾に「役」の起源を求めるときであろうと考えるものである。

極めて大胆な推論をいえば，（農民の）負担の単位面積の表示は田畠役→刈高→石高の歴史順序を経過したと思われる。

菅江真澄は，文化6年（1809）秋田領山内村和田（五城目町）で「いなうるひの塚」をみて「なへて陸奥，出羽の風，いにしへさまに吹傳ふ事の多し」と記述している。すなわち東北地方は古代からの文化がふきたまっているとみているわけであるが，かつて全国的であったものが，この地方に残存している，とみてよいか，また，それを残存させる要因は何か，残された課題が大きい。

謝 辞

本稿を執筆するに当り，とくに合川町文化財保護協会・森吉町立図書館・阿仁町教育委員会・田沢湖町教育委員会・大館市史編さん室・青森郷土館・弘前市立図書館・岩手県立博物館・雫石歴史民俗資料館・沢内村・湯田町・和賀町・玉山村・花巻市・北上市・都南村・胆沢町・江刺市・金ヶ崎町の各教育委員会・東北歴史資料館・宮城県立図書館（順不同）には，資料の提供および御教示等を頂いた。末筆ながら謝意を表したい。

註

- 1) 「思想」1985年11月号
- 2) 「同上」同上 6月号
- 3) 表記の仕方が資料集とやや異なる。大館市編さん室の御好意により原資料コピーの表記を用いた。
- 4) 「大館市史第四巻」および比内町史編さん室戸嶋原三郎氏の御教示による。
- 5) 「津軽藩の基礎的研究」所収（前期農政の基調と展開）
- 6) 秋田大学荻真一郎助教授の筆写資料による
- 7) 原資料は，鷹巣町太田長谷川啓司氏蔵「天保凶飢見聞録」
- 8) 「南部叢書第四巻」所収（郷村古実見聞記第三巻）
- 9) 税務大学校「南部藩検地検見作法書」所収（御検見作法書）
- 10) 税務大学校「前同」所収（斗代並御検地御定目）
- 11) 「秋田県近世編下」（村法と村方騒動）筆者の分担執筆分
- 12) 菅野文夫「中世における土地売買と質契約」（史学雑誌93—9）および深谷克己「日本近世の相剋と重層」（思想726）
- 13) 「大館市史第一巻」（三 村々の様子）
- 14) 尾藤正英「徳川時代の社会と政治思想の特質」（思想No.685所収）

- 15) 藤井一二「初期荘園の開発と労働力編成」(歴史学研
究No.549所収)
- 16) 「夷舎奴安装婢」(菅江真澄集第三卷)